

中野区障害者福祉会館の指定管理者の募集について

中野区障害者福祉会館については、令和6年3月末をもって現行の指定管理者の指定期間が満了となる。令和6年度からの新たな指定管理者を選定するため、「中野区公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」に基づき、以下のとおり候補者を公募する。

1 対象施設

- (1) 名称 中野区障害者福祉会館
- (2) 所在地 中野区沼袋二丁目40番18号

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 選定方法

企画提案公募型事業者選定方式

4 今後の予定

令和5年 7月 指定管理者候補者の公募
8月 指定管理者候補者の選定
11月 指定管理者の指定に関する議案提出
令和6年 4月 指定管理者による業務開始

5 令和6年度からの変更点

医療的ケアを必要とする利用者に対し、適切な通所手段を確保するとともに、充実した支援体制を整備することを予定している。